

大和川にかかる避難情報発令基準水位の見直しについて

1 概要

令和3年5月に内閣府が定める「避難情報に関するガイドライン」が改定され、河川管理者は市町村に対して「氾濫開始相当水位」等を提供することが明記されました。

今回、各河川管理者から提供された水位をもとに本市の基準水位の精査及び見直しを行い、「避難情報発令等実施要領」の修正を行いました。

2 基準水位の変更点

(単位：m)

河川名	観測所名	避難情報 発令基準	警戒レベル	警戒レベル	警戒レベル
			3	4	5
大和川	柏原(かしわら) 柏原市大正 2-10-8	変更前	4.7	5.3	6.8
		変更後	4.96	5.54	6.19

3 運用開始時期

令和4年5月1日

4 その他

広報すみよし（6月号）及び住吉区ホームページに掲載しています。